

国際特許調査 (International patent search)

—先行技術、公知例等調査に活用する各国特許庁データベースの紹介—

知的財産コンサルタント (知的財産管理技能士)

平野 稔*



要 約

発明協会 (現発明推進協会) での 10 数年の相談・指導業務内容と、外国特許等検索実践講習会での講演内容を基に本テーマをまとめました。ここでは、相談者 (顧客) が利用できるガイドブックの体裁をあえてとらせていただきました。専門家の皆様には顧客のニーズを知ってもらうことを考えたからです。内容は、各国の法制度、特許調査の意義および公報の活用方法、各国特許庁のデータベースの特徴、使用方法を紹介しています。そして、国際特許調査として特許電子図書館 (IPDL) が活用できること、PCT 国際出願については世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベースを活用することが有効なこと、多くの外国出願についてはヨーロッパ特許庁 (EPO) のデータベースを活用できることを説明しています。さらに、アメリカ合衆国特許商標庁のデータベース、中華人民共和国中国国家知識産権局のデータベース、大韓民国特許庁のデータベースを紹介させていただきました。さらに国際特許調査に関するトピックス (CPC 特許分類等) を紹介しています。

目次

1. はじめに
2. 各国の法制度
3. 特許調査の意義および公報の活用
4. 各国特許庁のデータベースおよび検索例の紹介
 - 4-1 日本国特許庁のデータベース
 - (1) 日本国特許庁のホームページの紹介
 - (2) 特許電子図書館 (IPDL) の紹介
 - (3) 特許電子図書館の外国特許検索
 - 4-2 世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベース
 - 4-3 ヨーロッパ特許庁 (EPO) のデータベース
 - 4-4 アメリカ合衆国特許商標庁のデータベース
 - 4-5 中華人民共和国中国国家知識産権局のデータベース
 - 4-6 大韓民国特許庁のデータベース
5. まとめ

1. はじめに

発明協会 (現発明推進協会) での 10 数年の相談・指導業務内容と、外国特許等検索実践講習会での講演内容を基に本テーマをまとめました。相談者 (顧客) が利用できるガイドブックの体裁をあえてとらせていただきました。

テーマの国際特許調査では、今までに、特許調査、特許情報の活用、国際特許出願手続、電子出願等の相談・指導を行ってまいりました。

相談者は企業 (経営者、従業員) 大学、個人等のた

め、法律的知識が乏しい方が少なくないため、まず、知的財産権に興味を持ってもらい、知的財産権の活用を進めてもらえるように、特許情報の活用を前提に相談・指導、講演カリキュラムを組んでまいりました。相談者自身が国際特許調査を実施するきっかけとして、国際特許調査に活用するツールとなるように心がけました。また、相談者には、必要に応じて、専門機関 (調査会社、弁理士等) へ相談することの重要性を説明してきました。

過去の相談内容を含めて相談者の視点でまとめたガイドブックの体裁をとっていますので、顧客からの外国出願、国際特許調査に関する対応 (相談、指導、受任等) や業務において、専門家の皆様に利用していただければ幸いです。

そして、専門家の皆様には顧客のニーズを知ってもらうとともに、国際特許調査に関する概要 (トピックスを含む) を提供させていただきました。

2. 各国の法制度

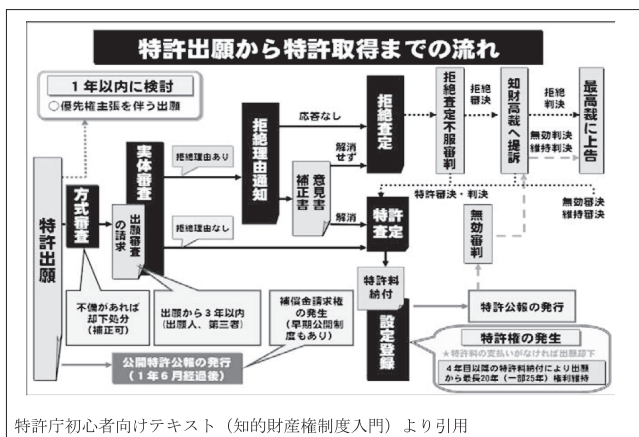
国際特許調査を行うにあたり、各国の特許制度を把握することが必要です。

各国で事業展開する際には、各国で特許権を得て発

* 元一般社団法人徳島県発明協会 情報検索指導アドバイザー
元一般社団法人発明推進協会 知財専門家相談員

明を保護し、模倣品を排除すること等が重要です。特許権の付与の判断は、各国によりそれぞれの特許法に基づいて行われ、その効力は、特許権を取得した国の領域内に限られます(属地主義)。このため特許権を取得していない他国において、他者によりその発明が実施されても、日本の特許権を根拠に侵害を申し立てることはできません。したがって、外国にて権利を取得するためには、権利を取得したい国の特許庁に出願する必要があります。

まず、日本国の特許制度を理解し、当該国の特許制度が日本国との違いを把握することが良いと思います。図1に日本国の特許出願から特許取得までの流れを示します。この流れを理解していただければと思います。



(図1：特許出願から特許取得までの流れ)

特許出願を行うと方式審査が行われ、さらに出願審査請求をすることにより審査官による実体審査(新規性、進歩性等)がおこなわれます。出願審査請求は出願から3年以内になければその出願は、取り下げたものとみなされます。審査官により特許要件を満たしていることが認められると特許査定となり登録料を納付すると特許原簿に登録され特許権が発生します。一方、特許要件を満たしていると認められない場合には拒絶理由通知がなされ、応答しない場合や応答しても拒絶の理由が解消されない場合には拒絶査定がなされます。

ここで、出願審査の請求が可能な期間を過ぎた出願や拒絶査定が確定した出願に記載された発明は自由に実施できます。ただし、その出願に関連する発明として、それよりも前になされた出願等に特許権が発生している場合はこの限りではありません。

また、特許権が付与された発明であっても、存続期

間満了したものや特許料の不納(一度失効しても追納により回復する場合があります)・特許無効審決の確定等により特許権が消滅したものは自由に実施できます。発明の保護だけでなく、利用を図ることにより、産業の発達に寄与することが特許法の目的であるからです。

特許権の存続は特許原簿により確認します。簡易的には、特許電子図書館(IPDL)の経過情報検索で確認できます。この経過情報検索では審査の過程も確認できます。

特許調査の場合は、公報類(特許公報、実用新案公報等)の公開時期等をチェックする必要があります。原則、公開特許公報は出願日から1年6月経過後に発行されます。優先権を伴う出願は優先日から1年6月経過後に発行されます。公開特許公報が発行されるまで出願内容は秘密状態を保たれます。これは出願人を保護するためです。出願人が出願内容を開示することは自由です。

そして、特許権の設定の登録がされると、特許公報(主に特許掲載公報と呼ばれる)が発行されます。

実用新案では、特許と異なり審査官による実体審査は行われず、出願書類の方式要件と基礎的要件(登録のための必要な事項を満たしているか否か)のみ審査されます。

実用新案権の権利行使において、実用新案技術評価書を提示し警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができません。

次に、中華人民共和国、大韓民国の実用新案について紹介します。

中華人民共和国では、実用新案権の権利行使において実用新案技術評価書の提示は必要とされません。関連規定がないからです。ただし、実務上、実用新案権者は、侵害訴訟のための人民法院における裁判手続において、専利権評価報告書を提供しなければなりません。なお、日本の実用新案と同様に実体審査は行われません。

大韓民国の実用新案権の権利行使は日本の特許制度と同様です。実体審査において有効性が評価されるため、審査制度があります。

このように、進出対象国の制度を理解し、対応する必要があります。

次に、各国産業財産権法概要一覧表(特許制度)を

図2に示します。

日本の特許制度を基準に、当該国の特許制度のどこが異なるかを確認していただければと思います。

ここで、各国の条約の加盟状況を確認する必要があります。例えば、台湾はパリ条約、特許協力条約に加盟していません。そのため、台湾への出願は直接出願のみとなります。ただし、WTO協定に加盟していますので、優先権を伴う出願は可能です。

外国への出願は主に直接出願とPCT国際出願の2種類があります。

PCT国際出願は、国際出願日が全てのPCT加盟国における出願日となり、PCT国際出願に関するほとんどの手続は、自国の言語で自国の特許庁に対して提出でき、その効果は全てのPCT加盟国に及びます。そのため、各国言語で各国へ手続を行う直接出願に比べて手続が容易で効率的です。各国への国内移行手続(翻訳文提出を含む)は優先日から30ヶ月以内(一部例外あり)に行えばよいので、市場動向の変化や技術の見極めなどによって、それぞれの国に対する国内移行の可否をじっくり検討することができます。

ただし、PCT国際出願は、移行国の数が少ない場合に直接出願する場合と比べて割高になる傾向や、権利

取得時期が遅くなる傾向があります。

3. 特許調査の意義および公報の活用

出願案件について、その内容と同一・類似のものが既に出願されていないか調査する必要があります(先行技術調査)。特許要件である新規性、進歩性を満たしていないものは出願しても特許になりません。そのため、特許調査の内容に応じて出願の可否を判断することにより、無駄な出願費用を抑えることができます。

また、特許調査の別の意義は重複研究の防止に加え、技術動向を知ることにより、新製品・新技術開発のための重要情報を調査することにあります。特許公報に記載された発明の多くには、各分野の出願時の先端技術が公開されているからです。

特許制度は、新しい技術を公開したのに対してその代償として特許という独占権を与え、一方、第三者は公開された技術情報を利用し更なる技術開発を行い、産業の発達を促進することを目的とするものです。特許情報の特長は最先端の技術情報である点(出願後1年6月で公開)、体系的技術情報である点(国際特許分類:IPC)、権利情報(独占権を示す権利書)です。

特許の内容を自社の研究開発に活用できます。既

国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	5	8	9	10		13		備考
		パリ条約	WTO協定	PTC	特許法	公開月制度	審査制度	審査請求 起算日	期 間	存続期間 起算日	期 間	
CN	中国	○	○	○	○	18月	○	出願(備1)	3年	出願	20	(備1)優先権があるものは優先日を言う。
ID	インドネシア	○	○	○	○	18月	○	出願	36月	出願	20	
IN	インド	○	○	○	○	18月	○	出願(備1)	48月	出願	20	(備1)優先権があるものは優先日を言う。
JP	日本	○	○	○	○	18月	○	出願	3年	出願	20延5 (備2)	(備2)医薬品、農業(最長5年)。
KR	韓国	○	○	○	○	18月	○	出願	5年	出願	20延5(備2)	(備2)医薬品、農業(最長5年)。
MY	マレーシア	○	○	○	○	18月	○	出願	(備1)	出願	20	(備1)出願日から2年。通常審査の請求は1年、修正実体審査の請求は2年延長可。
TH	タイ	○	○	○	○	(備1)	○	公開	5年	出願	20	(備1)方式要件を満たしている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。
TW	台湾	×	○	×	○	18月	○	出願	3年	出願	20	
VN	ベトナム	○	○	○	○	19月	○	出願(備1)	42月	出願	20	(備1)優先権があるものは優先日を言う。
BR	ブラジル	○	○	○	○	18月	○	出願	36月	出願	20	(備)特許付与に対して情報提供が行なえる。
CA	カナダ	○	○	○	○	18月	○	出願	5年	出願	20	(備)特許付与に対して情報提供が行なえる。
US	米国	○	○	○	○	18月(備1)	○	×		出願	20(備3)	(備1)出願人が出願時に、出願公開が義務付けられている国に出願する意図がなく、またその後もその意図がないことを宣言したときには出願公開は行なわれない。 (備3) 医薬品等の特許は最長5年間延長可能。
DE	ドイツ	○	○	○	○	18月	○	出願	7年	出願日の翌日	20	
ES	スペイン	○	○	○	○	18月	○	(備1)	6月	出願	20	(備1)サーチレポートの公開から6月以内。
FR	フランス	○	○	○	○	18月	○	×		出願	20	
GB	英国	○	○	○	○	18月	○	公開	6月	出願	20	
IT	イタリア	○	○	○	○	18月	○	×		出願	20	
EG	エジプト	○	○	○	○	×	○	×		出願	20	
AU	オーストラリア	○	○	○	○	18月	○	完全	5年	完全	20	
EP	欧州特許庁(EPO)	×	×	×	○	18月	○	欧州調査報告書の公開日	6月	出願	20	

(備考) 「○」は条約に加盟又は制度があることを、「×」は同協定に未加盟又は制度がないことを示す。

日本国特許庁HP (各国産業財産権法概要一覧表) より引用
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/sangyouzasisankenhou_itiran.htm

(図2：各国産業財産権法概要一覧表(特許制度))

に、公開された特許情報を新製品の開発、新事業展開に活用できます。ここで、特許情報とは特許制度により公開される公報類です。

特に、特許査定がされた出願の明細書は、当業者が実施できるように記載しなければならないとの特許要件を満たしているため、技術のトレースが可能と考えられます。この技術情報を参考にして、さらに優れた発明がなされ、新たな特許出願することにより、権利化の可能性がります。

出願前調査における特許調査の活用について紹介します。実体審査段階での拒絶理由で最も重要と思われるのは「進歩性を満たしていない」との拒絶理由です。「進歩性を満たしていない」との拒絶理由には、先行技術文献を組み合わせて容易に発明できるとするものが多いです。

公開特許公報は、出願日から1年6月後に公開されます。その間、出願内容は秘密の状態にあります。時系列に、先行技術（類似技術、関連技術）を調査し、自分の保有する技術を基に、秘密状態の出願内容を想定することが可能と考えます。

実体審査は基本的には出願時に願書に添付した明細書等（明細書、特許請求の範囲、図面。以下、出願書類という。）の記載内容に基づいて行われます。

なお、出願後に明細書等の記載を補正することが可能ですが、補正では新規事項の追加はできません。

審査官の拒絶理由に対する反論も、出願書類に記載された事項もしくは記載された事項から自明な事項に基づいて行わなければいけません。意見書で出願書類に記載されていない事項であって自明でもない事項に基づく主張をしても認められません。

このため、類似技術、関連技術をよりの確に調査し、出願書類（特に特許請求の範囲）に反映することが必要となります。出願依頼の際、先行技術を専門家に開示し、本願発明との関連を説明することにより、より確実な権利化が可能な出願書類の作成が可能となります。特に、外国出願では重要と考えます。

海外進出する場合には、当該国の特許調査は特に重要となります。

外国特許調査は、進出する国に問題になる他社特許の有無を調査することです。問題特許が発見された場合、進出する際の製品が他社特許を侵害するかを調査することとなります。外国特許を調査するには、インターネットを介して各国の特許庁のデータベースを利

用することとなります。外国特許調査後、必要に応じて、専門機関に依頼することをお勧めします。

外国出願が必要になる場合として、外国市場の確保、海外展開（製品輸出、現地での製品製造、合弁事業）の法的（特許等）保護、他社特許対策、ライセンス料の取得等が考えられます。

次に、インターネットを介して利用できる各国の特許庁のデータベースを紹介し検索例を示します。

4. 各国特許庁のデータベースおよび検索例の紹介

4-1 日本国特許庁のデータベース

(1) 日本国特許庁のホームページの紹介

まず、特許庁のホームページを紹介します。特許庁へのアクセスは検索エンジンを使用して、「特許庁」を入力、検索・実行、または、特許庁の URL

「<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>」に直接アクセスします。

特許庁のホームページには、種々の知的財産権の情報が掲載されています。外国知的財産情報に関するページ

(URL : http://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou.u.html) には、外国の知的財産制度・知的財産庁に関する情報（リンクを含む）が掲載されています。

例えば、各国産業財産権法概要一覧表、外国産業財産権制度情報、新興国等知財情報データバンク、外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド、PCT 関連資料（世界知的所有権機関 (WIPO)）、諸外国の特許庁ホームページ等が掲載されています。前述の「図2：各国産業財産権法概要一覧表（特許制度）」は、前記「各国産業財産権法概要一覧表」より作成しました。また、外国の制度の概要を知るためには、「外国産業財産権制度・権利侵害ミニガイド」にアクセスして世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイドを入手することができます。

(2) 特許電子図書館 (IPDL) の紹介

日本国特許庁の特許電子図書館を紹介します。この特許電子図書館には、特許庁ホームページの「特許電子図書館 (IPDL) よりアクセス、または特許電子図書館の URL

「<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>」に直接アクセスします。

特許電子図書館 (IPDL : Industrial Property Digital

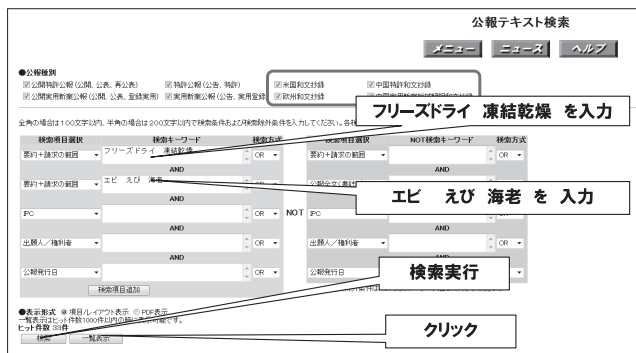
Library) はインターネットを利用して工業所有権情報を閲覧できる無料のデータベースです。特許庁が保有する約 8,400 万件以上の情報を収録しており、特許庁が発行する産業財産権関連の公報をはじめ、審査・権利の状況や、審判の審決も検索できます。1999 年 3 月に特許庁によって開設され、2004 年 10 月からは、独立行政法人工業所有権情報・研修館により運営されています。

特許電子図書館の中に、海外ユーザー向けサービス(英語版)として、「特許・実用新案公報 DB」, 「特許・実用新案文献番号索引照会」, 「PAJ 検索」, 「パテントマップガイダンス (IPC 分類等)」, 「FI/F ターム検索」等が提供されています。

「PAJ 検索」は、公開特許公報の英文抄録を、番号や英語のキーワード等で検索することができます。また、その文献の経過情報を参照することができます。さらに、機械翻訳機能を利用することにより、オリジナルの公開公報の英文翻訳情報を参照することができます。各国特許庁のデータベースも海外ユーザー向けに、このようなサービスを実施しています。

(3) 特許電子図書館の外国特許検索

特許電子図書館での国際特許調査が可能です。「公報テキスト検索」は日本国の特許・実用新案だけでなく、米国和文抄録、欧州和文抄録、中国特許和文抄録、中国実用新案機械翻訳和文抄録の検索が可能です。ここでは、書誌事項、キーワード、IPC (国際特許分類) 等を用いて検索できます。公報テキスト検索の活用例を図 3 に示します。今回、公報種別の全項目にチェックをしました。これは、日本国の特許・実用新案の検索結果を確認することにより、検索式(書誌事項、キーワード、IPC 等)の妥当性を判断するためです。



(図 3 : 公報テキスト検索の検索例)

図 3 の「検索項目選択」の「要約+請求の範囲」を選択し「検索キーワード」欄にキーワード(フリーズドライ 凍結乾燥)を入力し、さらに下段も「要約+請求の範囲」を選択し「検索キーワード」欄にキーワード(エビ えび 海老)を入力します。次に、「検索」をクリックして、ヒット件数が表示されたあとに「一覧表示」をクリックします。すると、図 4 に示す一覧表示画面が表示されます。

ここで、公報番号(青字で表示されています)をクリックすると公報番号(青字で表示されています)をクリックする公報の内容をテキスト形式で入手することができます。この画面より、特許公報(PDF 形式)や経過情報を入手することができます。

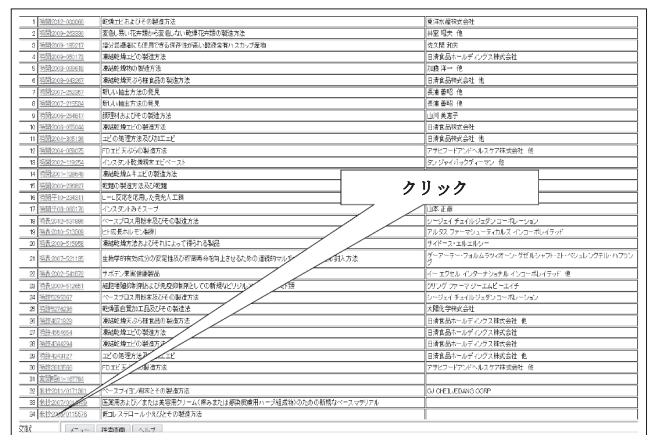
公報テキスト検索を、詳しくは知るために「特許電子図書館ガイドブック」を参照してください。

特許電子図書館ガイドブックの URL は、

「<http://www.inpit.go.jp/content/100535492.pdf>」です。

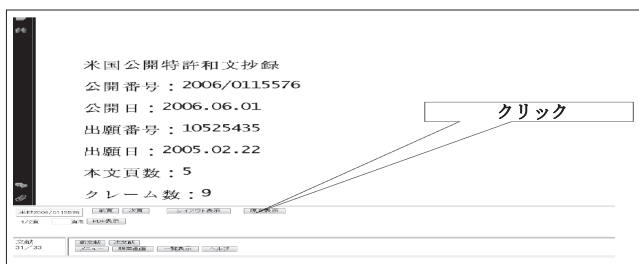
ここで、特許・実用新案の検索結果の公報のタイトル、内容等を確認し、検索式の妥当性を判断することをお勧めします。必要に応じて、再度、検索式を変更し、より適切な検索結果を得ることは重要です。

この公報テキスト検索に習熟していただきますと、後で述べます各国特許庁のデータベースの使用に役立ちます。多くの国のデータベースは「公報テキスト検索」や前述の「PAJ 検索」の形式を提供されています。



(図 4 : 一覧表示画面)

今回は、国際特許調査がテーマですので、米国和文抄録の入手例を紹介します。図 4 の一覧表示画面の項目「34」の公報番号をクリックしますと、図 5 に示す米国和文抄録を得ることができます。



(図5：米国和文抄録)

ここで、原文表示をクリックすると米国の特許公報(図6参照)が得られます。同様に 欧州和文抄録も原文表示をクリックするとの特許公報を入手できます。このように、ヨーロッパ特許庁、アメリカ合衆国特許商標庁の特許公報を日本国の特許電子図書館(IPDL)の公報テキスト検索より入手可能となっています。ただし、中国特許和文抄録、中国実用新案機械翻訳和文抄録は抄録のみです。なお、公報テキスト検索の文献蓄積情報から検索可能範囲を確認できます。そして、これらの情報は逐次更新されています。



(図6：米国の特許公報)

図6に示す(19)等はINIDコードです。外国特許公報の内容を確認するために、INIDコードを活用するのが便利です。INIDコードとは書誌的事項の識別記号で Internationally agreed Numbers for the Identification of Data の略です。1972年10月に世界知的所有権機関(WIPO)に設けられていた当時の ICIREPAT (特許庁間の情報検索に関する国際協力のためのパリ同盟委員会)のPLC(総会)で採択され、1973年以後に発行される特許文献(公報)に使用することが決定されたものです。

- (19) 文献発行庁または機関のWIPO標準ST.3のコード、または他の識別
- (12) 文献種類別の簡潔な言語表示

(51) 国際特許分類
 (54) 発明の名称
 (76) 出願人および権利者でもある発明者名
 等です。日本国の特許公報の書誌的事項(フロントページ)に記載されていますので、これらと対照することにより内容を確認できます。特に、中華人民共和国、大韓民国の特許公報の書誌的事項の内容確認に有効と考えられます。

INIDコード一覧表は独立行政法人工業所有権情報・研修館で紹介されていますのでのURLを以下に示します。

[<http://www.inpit.go.jp/content/100029977.pdf>]

ここで、INIDコードの(51)は国際特許分類です。この国際特許分類(IPC; International Patent Classification)は、国際的に統一された特許文献の技術内容による分類体系です。世界知的所有権機関(WIPO)が管理する国際特許分類に関するストラスブール協定に基づいて作成されています。

国際特許分類(IPC)は諸外国の特許公報に記載されており、各国特許庁のデータベースの特許検索でIPC検索が可能です。

国際特許調査の前に、日本特許庁の「公報テキスト検索」で関連ある公報を入手されることをお勧めします。入手された特許公報の国際特許分類(IPC)は「パテントマップガイダンス」により確認できます。得られた国際特許分類(IPC)を基に再度、公報テキスト検索を実施し、検索式の最適化することをお勧めします。これを国際特許調査に活用できます。

また、国際特許調査は英語を使用する場合がありますので、「PAJ検索」を用いて、先に得られた特許公報の番号検索により特許公報の英文訳入手することは有効です。これを英語のキーワード検索に役立てることができます。

また、外国公報の番号がわかっている場合は、「外国公報DB」を活用できます。検索可能な国は、アメリカ(US)、ヨーロッパ特許庁(EP)、イギリス(GB)、ドイツ(DE)、フランス(FR)、スイス(CH)、世界知的所有権機関(WO)、カナダ(CA)、韓国(KR)、中国(CN)等です。ただし、中国は和文抄録のみとなっています。

なお、検索方法が不明な場合は各検索画面に「HELP」のボタンがありますので確認できます。

4-2 世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベース

世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベース「PATENTSCOPE」を図7に示します。URLは

「<http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>」です。

各国特許庁のホームページは更新される場合が多いので、データベースへのアクセスは、上記URLを直接入力します。これを、「お気に入り」に登録することをお勧めします。



(図7:「世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベース」)

「PATENTSCOPE」は、数百万件もの特許コレクション (特許文献) にアクセスできます。特許文献は定期的に追加されます。

PCT 国際特許出願およびアフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) およびアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ヨーロッパ特許庁 (EPO) グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、LATIPAT、メキシコ、モロッコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、韓国、ロシア連邦、ロシア連邦 (USSR のデータ)、シンガポール、南アフリカ、スペイン、ウルグアイ、ベトナム等の国々の特許情報の検索が可能です。

ここで、LATIPAT とは、ヨーロッパ及びラテンアメリカに出願されたスペイン語及びポルトガル語の特許文献データベースです。

検索サービス機能 (図7の①) として、特許電子図書館の「PAJ 検索」、「公報テキスト検索」と類似形式の「Advanced Search」、「Field Combination」の使用が便利です。そして、「Cross Lingual Expansion (多言語検索)」はユニークな検索エンジンです。

「多言語検索」は単語やフレーズ、およびその類義語を中国語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア

語、スペイン語、スウェーデン語等の言語で検索することができます。例えば、日本語の用語を検索ボックスに入力すると、このシステムは、類義語を検索候補として挙げて、それらの検索用語を前述の言語に翻訳、これらのすべての言語で開示されている特許文献を検索することができます。

今回は、日本語バージョンでの「構造化検索 (Field Combination)」の例を図8に紹介します。図7の②のタブ「日本語」を選択に、構造化検索を選びます。



(図8: 構造化検索 (Field Combination) の例)



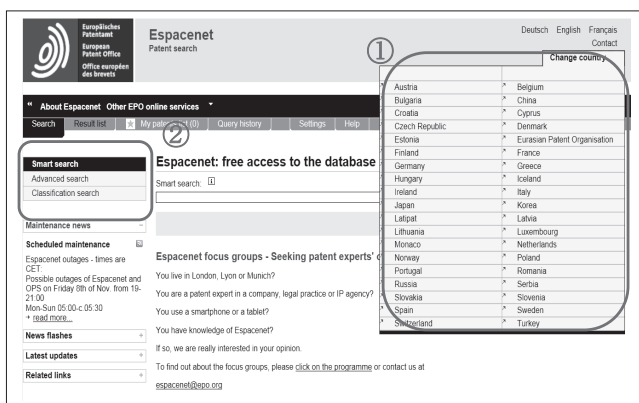
(図9: PCT 書誌情報)

図8に示す構造化検索の例に示すように、キーワード (ノーベル賞受賞者: 山中伸弥氏) を入力後、検索実行すると一覧表示が表示されます。一覧表示中の内容確認したい PCT 国際出願案件を選択すると、PCT 書誌情報が得られます (図9参照)。図9には、機械翻訳機能がありクリック (図9の①) すると要約の日本語訳が得られます。

また、図9の②の項目をクリックすることにより、「明細書」、「請求の範囲」、「Drawings (図面)」が得られます。さらに、国内段階に移行しておれば、国内段階の情報が得られます。さらに、「書類」を選択すると

経過情報の関連書類が得られます。この機能は、国際特許出願 (PCT) 関連のみで、他の国に直接出願されたものはこの限りではありません。

4-3 ヨーロッパ特許庁 (EPO) のデータベース
 ヨーロッパ特許庁 (EPO) のデータベース「ESPACENET」を図8に示します。URLは「http://worldwide.espacenet.com/?locale=en_EP」です。



(図10: Espacenetの検索画面)

「ESPACENET」は、ヨーロッパ特許、国際出願以外に世界主要国の特許を検索できるサービスを提供しています。「INPADOC patent family」においては、パリ条約に基づく優先権主張を基にしたパテントファミリーを調べることができます。ここでは、優先権データにより、直接あるいは間接的にリンクされる文献は、すべて1つのパテントファミリーとします。

図10の①の「Change country」を選択し、「Japan」選ぶと日本語の検索画面になります。ただし、検索の入力言語は英語です。提供されている検索エンジン(図10の②)は「Smart Search (スマートサーチ)」と「Advanced Search (高度検索)」と「Classification Search (分類検索)」です。

「Classification Search (分類検索)」ではCPC特許分類を分類記号やキーワードから参照できます。

CPCは特許文献のための国際的な新たな特許分類システムとしての共通特許分類で「Cooperative Patent Classification」を略した呼び方です。このCPCはヨーロッパ特許庁 (EPC) とアメリカ特許商標庁 (USPTO) が協力して作成された特許分類です。2013年1月以降より、欧州特許分類 (ECLA) と米国特許分類 (USPC) とは、順次、新たな共通特許分類CPCに切り替わります。今後発行される欧州特許文献や米国特許文献に付与され、過去分の欧州特許や米国

特許についてもCPC特許分類が遡及して付与されていく予定です。

分類体系はAからHまでのセクションに新たに「Y」セクションが加わり、9セクションになっています。A-Hのセクションは、発明情報や付加情報に使われる分類群と付加情報としてのみ使われる分類群に分かれます。Yセクションは付加情報としてのみ使われます。

他に、英国知的財産庁、スペイン特許庁、フィンランド特許庁、スウェーデン特許登録庁等でCPCが付与されています。

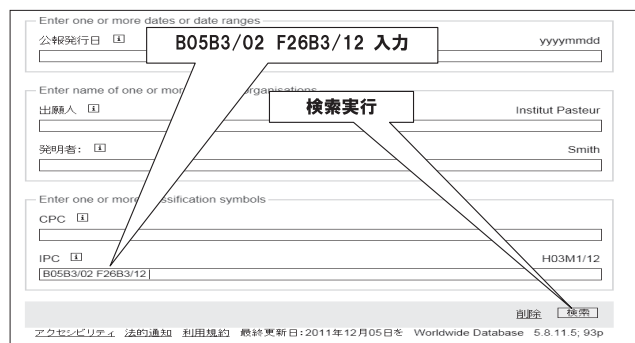
今後、欧州特許分類 (ECLA) と米国特許分類 (USPC) での分類検索ができなくなり、CPCでの分類検索が必要となると考えられます。

実際、「ESPACENET」の「Advanced Search (高度検索)」で特許分類の項目は、「CPC」と「IPC」の二つとなっています(図11参照)。

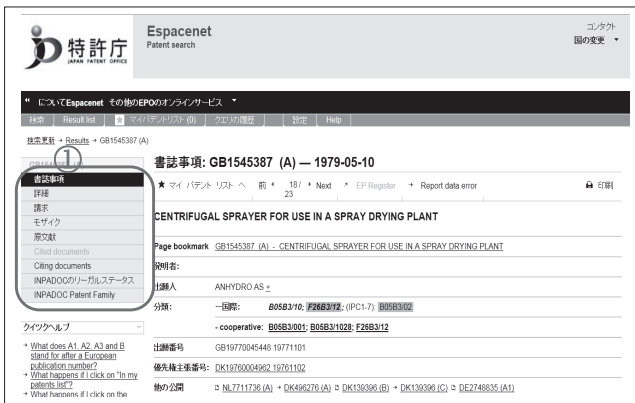
日本語版の高度検索画面を図11に示します。IPC(国際特許分類)は世界共通ですので、今回、IPCを用いた日本語バージョンでの「Advanced Search (高度検索)」の検索例を紹介します。噴霧乾燥装置の特許公報により、IPC:「B05B3/02」,「F26B3/12」を選定しました。これを、図11に示す「IPC項目」に前記のIPC入力後、検索実行すると一覧表示が表示されます。一覧表示中の内容確認したい案件を選択すると、書誌情報が得られます(図12参照)。ここで、各入力項目の空白は、ANDと認識されます。

図12の①に示す枠内の項目を選択することにより、詳細(明細書)、請求(請求の範囲)、「モザイク(図面)、原文献、リーガルステイタス、パテントファミリー等入手できます。

ように思われます。



(図11: 日本語版の高度検索画面)



(図 12 : 書誌情報)

発明情報として付与される IPC は各国特許庁により異なる場合があります。例えば、IPC のメイングループ (B05B3/00) の付与は変わりませんが、サブグループ (B05B3/02) は異なる場合があります。また、発明情報として表示される IPC のメイングループの数、種類が異なる場合があります。IPC の付与は各国特許庁 (主に審査官) が行いますので、出願書類の内容把握、各国特許庁の状況 (産業構成) により異なる場合があると考えられます。

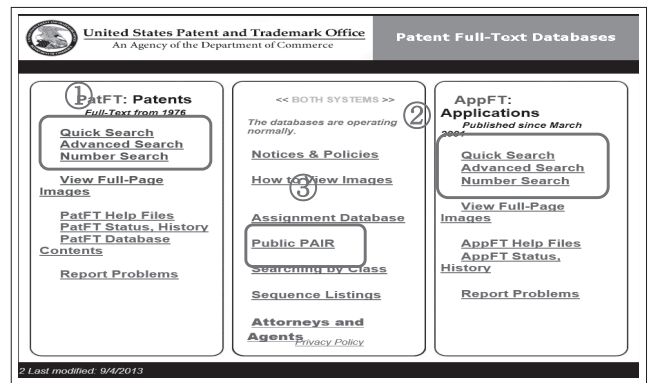
どのように異なるかは、個別の特許検索後、ESPACENET の書誌事項に掲載されている IPC と CPC (例えば、図 12 参照 : 英国特許庁出願の案件) を比較していただければと思います。現時点では、日本国特許庁の出願案件には CPC は付与されていません。このため、日本国特許庁に提出された PCT 国際出願の案件で確認していただければと思います。

前述したように、CPC は IPC に付加情報が加えられたものですので、「/ (スラッシュ) 以下の 2 桁」は IPC と考えれば良いと思います。なお、日本国特許庁の独自の特許分類の FI (file Index) も IPC に付加情報を加えたもので、同様に IPC を再展開した分類です。

また、欧州特許庁 (EPO) と中国国家知識産権局 (SIPO) とが、EPO の無料機械翻訳サービスである「Patent Translate」上で、中国語 - 英語間の機械翻訳サービスを開始しています。「ESPACENET」を通じて同一のウェブサイト上でフルテキストデータとして統合され、中国語特許文献が加わることとなりました。

4-4 アメリカ合衆国特許商標庁のデータベース

米国特許商標庁のデータベース「Patent Full-Text Database」を図 13 に示します。URL は「http://patft.uspto.gov/」です。



(図 13 : Patent Full-Text Database 画面)

特許検索のページは特許 (PatFT) (図 13 の①) と公開特許 (AppFT) (図 13 の②) の 2 種類のデータベースからなり、それぞれ全く別のデータベースとなっています。検索サービスの概要は次の通りです。

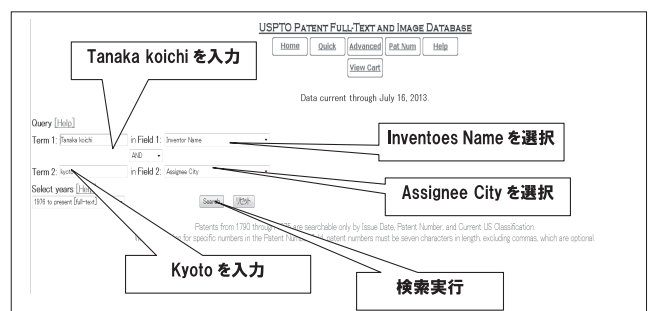
検索エンジンはそれぞれに、「Quick Search(クイック検索)」、「Advanced Search(アドバンスド検索)」、「Number Search(番号検索)」とからなります。「Advanced Search」は、演算子を用いた複雑な検索をするためのメニューです。

経過情報の確認は「Public PAIR: (図 13 の③)」を選択し、認証用の絵文字絵数字を入力後、出願番号等を入力することにより得られます。

特許 (PatFT) Quick Search の検索例を図 14 に紹介します。京都でのノーベル賞受賞者 (田中 耕一氏) の米国特許案件の検索例です。

「Patent Full-Text Database」は出願人等の所在地での検索ができるのが特徴です。

ここで、例えば図 13 の①の QuickSearch を選択して、実際に入力してみます。「図 14 に示すように Field1, 2 において検索したいフィールドを選択し、Term1, 2 に検索したいキーワードを入力後、検索 (Search) をクリックします。すると、図 15 に示し一覧表示画面が得られます。また、「Advanced Search」の検索式の作成に、図 15 の①の「Refine Search」の項目を参考にすることができます。



(図 14 : 特許 (PatFT) Quick Search の検索例)



(図 15：一覧表示画面)

次に、希望の公報番号をクリックしますと、テキスト形式の特許公報（全文）を入手できます。図面を含む公報を入手するためには、TIFF（イメージ表示用ソフト）をダウンロードする必要があります。

4-5 中華人民共和国中国国家知識産権局のデータベース

中華人民共和国中国国家知識産権局のデータベース「SIPO」を図 16 に示します。URL は

「<http://www.sipo.gov.cn:8080/zljs/>」です。

「SIPO」は特許電子図書館（IPDL）の公報テキスト検索、ヨーロッパ特許庁の Advanced Search（高度の検索）と同様の項目ごとの検索が可能です。ただし、この画面は中国語で入力する必要があります。なお、特許公報を得るためには公報閲覧のソフトウェアをダウンロードし、そのソフトを解凍し「Setup.exe」ファイルより閲覧ソフトのインストールする必要があります。



(図 16：特許検索のデータベース (SIPO))

英語版の特許検索のデータベースの入手には、図 16 の①の「English」をクリックして、その後の画面で、さらに、「Patent Search」をクリックします。すると、図 17 に示す英語版の特許検索のデータベース (SIPO) が得られます。この URL は、

「http://59.151.93.237/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init」です。

検索画面では番号検索、キーワード検索（発明者、出願人、タイトル）、国際特許分類（IPC）検索等が可能です。所定の項目に入力、キーワードは英語を入力し、検索実行後に一覧表示画面が表示されます。この一覧表示画面内の希望の案件をクリックすると英文の書誌事項と要約が得られます。さらに、英語のテキスト形式で特許請求の範囲、詳細説明等についても英語訳（機械検索）を得ることが可能です。



(図 17：英語版の特許検索のデータベース (SIPO))

4-6 大韓民国特許庁のデータベース

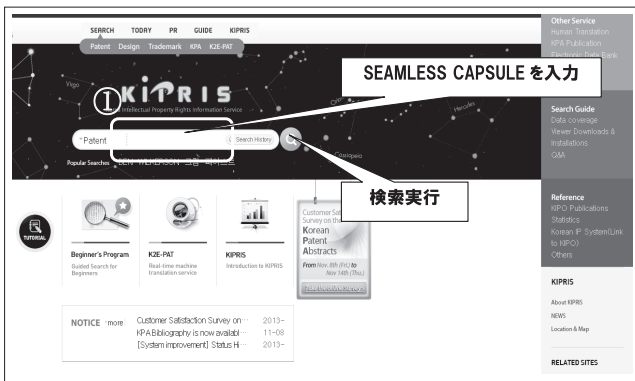
大韓民国特許庁の英語版の特許検索データベース「KiPRIS」を図 18 に示します。URL は

「<http://www.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>」です。

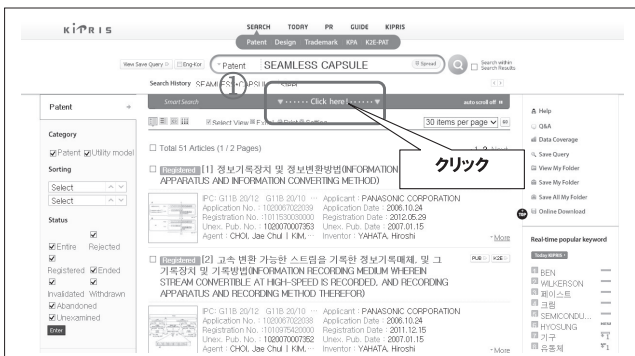
「KiPRIS」での特許検索は、図 18 の①に示すようにキーワード入力します。ここでは、「SEAMLESS CAPSULE」を入力して検索実行を行いました。そこで、図 19 の一覧表示画面が得られます。この一覧表示画面ではタイトルが英語と韓国語からなります。このタイトルをクリックすると書誌情報が得られます。ここでは、英語の書誌事項と韓国語の要約を入手することができます。さらに、この書誌情報画面で韓国語の特許公報を入手でき、経過情報も得ることができます。

さらに、「KiPRIS」にも、日本国特許電子図書館の公報テキスト同様の「advanced search（階層検索）」が可能です。図 19 の①の「Click here」を選ぶと「Smart Search」から「advanced search 画面」に変わります。

韓国語、中国語の特許公報は英語の特許公報にくらべ、理解が難しいと思います。インターネットは種々の無料の翻訳ソフトが提供されており、これらを利用するのも一つと考えられます。URL を入力すればインターネット画面を日本語に翻訳するソフトもあります。皆様の自己責任でご利用ください。



(図 18 : 特許検索のデータベース (KiPRIS))



(図 19 : 一覧表示画面)

5. まとめ

本テーマ「国際特許調査」は10数年の企業、大学、中小企業団体等の相談者からの相談内容とその前の企業の実務経験を基にまとめたものです。ここでは、相談者の視点（顧客のニーズ）に立ち、相談者が活用できるように、ガイドブックの形式で作成しました。

この内容は、簡単な法制度・特許情報活用意義の紹介、各国特許庁のデータベースの特徴、使用方法を紹介するものです。特に、相談者が各国特許庁のデータベースの特徴、使用方法を理解していただくため、図面を多く掲載しました。

相談者がこのガイドブックを通じて、国際特許調査に活用していただければと考えています。相談者には、調査結果を基に、さらに専門家（弁理士等）との相談の必要性を説明してきました。

相談者が専門家と連携することにより、例えば、海

外進出、外国出願、事業化等に知的財産を有効に活用できるものと考えられます。特許調査の不備で、不測の不利益を蒙ることを防止すると共により高い成果を得るためです。より高い成果を得るため、専門家への依頼をよりの確にするため、依頼者の事前の特許調査は効果があります。これは、プロジェクトの経験からも専門家との連携の重要性は高いと考えたからです。

一方、専門家の皆様には各国特許庁のデータベースの特徴、使用方法および国際特許調査に関するトピックスを紹介させていただきました。

ここで、国際特許調査として特許電子図書館 (IPDL) が活用できること、PCT 国際出願については世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベースを活用することが有効であること、多くの外国出願にはヨーロッパ特許庁 (EPO) のデータベースを活用できることを紹介しました。さらに、アメリカ合衆国特許商標庁のデータベース、中華人民共和国中国国家知識産権局のデータベース、大韓民国特許庁のデータベースを紹介させていただきました。

なお、提示の URL、画面等は 2013 年 11 月現在の内容です。変更される可能性もありますので予めご了承ください。

最後に、読者の皆様の業務の参考にしていただき、顧客の外国出願、国際特許調査に関する対応（相談、指導、受任等）に利用していただければ幸いです。

(参考文献)

- 1) 日本特許庁特許庁ホームページ
- 2) 特許電子図書館 (IPDL) ホームページ
- 3) 知的財産権入門 (特許庁初心者向けテキスト)
- 4) 特許電子図書館ガイドブック
- 5) 世界知的所有権機関 (WIPO) ホームページ
- 6) PATENTSCOPE 検索ユーザーズ・ガイド
- 7) ヨーロッパ特許庁 (EPO) のホームページ
- 8) アメリカ合衆国特許商標庁ホームページ
- 9) 中華人民共和国中国国家知識産権局ホームページ
- 10) 大韓民国特許庁ホームページ

(原稿受領 2013. 11. 12)